

評議員・役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 社会福祉法人熊本県コロニー協会（以下「法人」という。）評議員・役員等支給基準は、法人の定款第8条及び第21条の規定に従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給を行う役員等は、次のとおりとする。

(1) 評議員

(2) 理事

ただし、法人と雇用契約を結んでいない者（以下「外部理事」という。）に限る。

(3) 監事

2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。ただし、施設長、管理者又は従業員としての身分を有さない常勤の理事長の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬等支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬等を支給する。

(1) 評議員については評議員会

(2) 理事については理事会・評議員会

(3) 監事については監事監査・理事会・評議員会

(4) 役員等が、その任を実行するに当たって、理事長が必要と判断した会議・研修等

(報酬等の額)

第4条 役員等の報酬の額は次のとおりとする。

(1) 第3条第1号から第3号に規定する会議の出席

10,000円（交通費を含む。）

ただし、外部理事及び監事が1日に連続して評議員会及び理事会が開催され、双方の会議に出席した場合の報酬等の額は、10,000円（交通費を含む。）とする。

(2) 出張の旅費は、法人旅費規程により支給する。

(3) 第2条第1号から第3号に規定した者が前条第4号に規定する業務を執行するとき、交通費及び報酬として20,000円を支給する。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

別表

給与（月額）	勤務条件	備考
250千円	月80時間以上	H29.6.28より適用

附 則

- 1 この規程の改廃は理事会がこれを行う。
- 2 この規程は、平成7年4月1日より施行する。
平成15年3月21日一部改訂
平成20年6月1日一部改訂
平成21年4月1日一部改定
- 3 役員報酬規程を廃止する。
この基準は、平成29年6月28日から施行する。